

勧告等措置区分（津波対策）
東播磨港

区分：「**第二体制（津波避難勧告）**」

「**津波警報・大津波警報**」発表時発出、措置内容

各船舶は、乗組員の生命の安全を第一に考慮し、次のとおり対応すること。

- ・各船舶(小型船舶を除く)は、原則として速やかに安全な海域へ避難すること。
- ・津波到達予想時刻までに安全な海域へ避難できない船舶は係留強化等保船に万全の措置をとること。
- ・小型船舶は、津波到達予想時刻等を考慮のうえ安全な海域への避難又は乗組員等の陸上避難に余裕のある範囲で係留強化等流出防止措置を講じること。

区分：「**第一体制（津波警戒勧告）**」

「**津波注意報**」発表時発出、措置内容

- ・各船舶は、津波情報を収集し、係留の強化、出港準備等津波対策に留意すること。
- ・さらに必要な場合は荷役を中止し、港外の安全な海域へ避難すること。